# 田尻町指定排水設備工事業者の申請案内について

#### ◎受付期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで(平日のみ)

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで

## ◎申請に必要な書類等

- (1) 指定排水設備工事業者指定 (更新) 申請書 様式第1号 (第3条及び第5条関係)
- (2) 責任技術者及び従業員名簿 指定(2)
- (3) 排水設備工事の工事経歴書並びに営業用機材及び設備調書 指定(3)-1,2
- (4) 住民票の抄本(法人の場合、定款及び登記事項証明書)
- (5) 法人である場合には、役員の名簿 指定(5)
- (6) 営業所・店舗の写真及び位置図 指定(6)
- (7) 業務を誠実に行う旨の誓約書 指定(7)
- (8) 納税証明書(法人:法人税、法人事業税/個人:所得税、個人事業税) ※ 納税証明書の法人税はその1又はその3の3 どちらでも可
- (9) 下記指定条件(6)(7)を満たす旨の誓約書 指定(9)

## ◎指定の条件

- (1) 大阪府内に営業所を有する者
- (2) 専属の責任技術者を有する者
- (3) 排水設備工事を業とする者
- (4) 営業に必要な設備及び機材を保有し、かつ、従業員1人以上を常置している者
- (5) 国税及び地方税を完納している者
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者でない者
- (7) 成年被後見人、被保佐人又は破産手続開始の決定を受けていない者
- (8) 法人である場合には、その役員(取締役又はこれに準ずる者)が指定の条件(6) (7) に該当する者
- (9) 指定を取り消されてから2年を経過している者

### ◎手数料

- (1) 指定排水設備工事業者新規登録の場合・・・・・・21,000円
- (2) 指定排水設備工事業者更新登録の場合・・・・・・・8,000円